

ニ同組合勢力ノ駆逐遂ニ腐心ホトニ本月十六日菊池
ハアジツリヲ各百枚ヲ職場内ニ投入欠勤セリ

会社側ハ直ニ同日サ届欠勤ノ理由ニ解雇申渡シタル事今
人ハ之ニ応ズ翌五十七日前記組合ノ応援ニテ復職申渡シタル

若クハ解雇手当ノ増額ヲ要求セルが纏々、後総評ノ
山崎会社側トノ交渉ニ入り左記ノ如キ条件ニテ解雇決セリ

(三十三日)

解雇決事ノ項

一、百四十三元十三銭支給(中会社側ヨリ解雇手当トシテ

金四十三元十三銭、同様金トシテ金百円支給)